

資料 3-1 の説明要旨

資料 3 は、現在の計画「第 5 期北海道障がい福祉計画」と新たな「第 6 期北海道障がい福祉計画」の構成等を比較して、改正する部分を明確化した資料となっています。

お手元の「第 5 期北海道障がい福祉計画（平成 30 年度～平成 32 年度）」を参照願います。

資料 3-1 は、計画の骨格です。

○主な改正部分について

- ① 第 4 計画推進のための具体的な取組
平成 30 年 4 月に施行された「北海道意思疎通支援条例・手話言語条例の施策の推進」を追記します。
- ② 第 6 令和 5 年度の成果目標
・「医療的ケア児等支援のための関係機関の協議の場の設置」は、「障がい児支援の提供体制の整備目標」に統合します。
・新たに「相談支援体制の充実・強化等」、「障害福祉サービス等の質の向上」を追加